

# 公 告

令和8年5月18日

航空自衛隊  
下甕島分屯基地司令

## 令和8年度下甕島分屯基地オープンベースにおける売店 出店業者の募集案内について

令和8年度下甕島分屯基地オープンベースにおいて、売店の出店を希望する業者を次のとおり募集します。

### 1 募集する業種及び販売品目

- (1) 食 品：軽食、弁当類
- (2) 飲 料：清涼飲料水、酒類
- (3) 物品販売：自衛隊関連グッズ及び玩具等

### 2 募集数

4業者程度（食品2店、飲料1店、物品販売：1店を基準とする。）

※ 令和8年度下甕島分屯基地オープンベースの計画等に変更が生じた場合は、募集数の増減又は中止することがございます。また、応募業者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

### 3 実施日等（予定）

- (1) 実 施 日：令和8年10月4日（日）
- (2) 販売時間：午前10時00分～午後15時00分（基準）  
※ 日時等は予定であり、中止を含め変更されることがあります。

### 4 募集要項の配付

- (1) 期間：令和8年5月18日（月）～令和8年5月29日（金）  
（午前9時から午後4時まで）
- (2) 場所：航空自衛隊下甕島分屯基地基地業務小隊厚生班事務室
- (3) その他：島外業者又は来ることができない場合は、メールとする。

### 5 その他

細部事項は募集要項による。

### 6 問い合わせ先

〒896-1411

鹿児島県薩摩川内市下甕島長浜無番地 航空自衛隊下甕島分屯基地  
西部航空警戒管制団 第9警戒隊 基地業務小隊厚生班

電話（代表）：09969-5-0015（内線275）

# 募 集 要 項

令和8年度下甕島分屯基地オープンベース（以下「オープンベース」という。）における売店の出店業者の募集について、応募資格を含めて詳しく記載しておりますので、募集案内と併せてご確認の上、応募の参考にしてください。

## 1 販売概要

### (1) 実施日

令和8年10月4日（日）

※ 日程等は予定であり、中止を含め変更されることがあります。

### (2) 販売時間等

午前10時00分から午後15時00分まで（基準）

当日の天候等によりオープンベースの時程が変更された場合、販売時間が変更になる場合があります。

なお、販売準備のため、この時刻より早い時間に基地に来ていただくこととなりますが、基地への入門時間については出店業者へ別途連絡いたします。

また、販売時間内において販売物品を完売されても、オープンベースが終了するまで売店の撤収はできません。

### (3) 販売場所

基地食堂裏1区画

## 2 販売品目

### (1) 食品

食品衛生法に基づく営業許可、営業届又は臨時営業許可（以下「営業許可等」とする。）を必要とする食品の販売については、保健所からの営業許可等を受けていること及び調理者と販売員全員がオープンベース開催実施日から起算して2か月以内に細菌検査（サルモネラ、赤痢、O-157）を受けることが販売の条件となります。

### (2) 飲料

清涼飲料水、酒類

ア 容器がビンのは、保安上の観点から販売を認めません。

イ 酒類を販売するにあたり、販売方法に応じて関係省庁へ免許又は営業許可等を受けること。

ウ 酒類を未開封の状態以外の方法で販売を実施する場合、販売員全員がオープンベース開催実施日から起算して2か月以内に細菌検査（サルモネラ、赤痢、O-157）を受けることが販売の条件となります。

### (3) 物品

自衛隊関連グッズ、玩具等

### (4) その他

出店申請時に提出していただく販売品目内訳表により、販売不適と判断した品目は販売を認めません。

### 3 応募資格

出店申請をする者の応募資格要件は、次の（１）～（８）を備える者であることとします。

- （１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。  
※ 同等の資格を有するとは、出店及び販売能力があり、関係法令、制約事項及び官側の示す諸条件を遵守できることをいいます。
- （２）法人等の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」において規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- （３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。
- （４）役員等が暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- （５）役員等が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- （６）役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- （７）暴力団員等及び（３）から（６）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- （８）過去の出店等において公序良俗に反していないこと。  
※ 従業員の中に暴力団、暴力団員又は（３）から（８）までに定める者が１人でも該当した場合、警察の指導により出店をお断りしますので、ご了承ください。

### 4 募集数

4店舗程度（食品２店、飲料１店、物品販売：１店を基準とする。）

※ 出店可否の抽選を行う場合は、次の要領で実施いたします。

- （１）日 時：令和６年６月１日（月）午後２時００分～（予定）
- （２）場 所：下甕島分屯基地 厚生班（予定）
- （３）抽選実施通知：出店可否の抽選を実施する場合、各出店申請者へ電話でお知らせいたします。

### 5 販売方法等

#### （１）販売区画

１店舗当たりの販売区画は、４㎡（２ｍ×２ｍ）とします。

衛生管理及び安全上の観点から、テントを張って販売していただきます。

ただし、食品衛生法に基づく営業許可を受けた移動販売車を使用して販売する場合には、テントを張る必要はありません。

※ テントは、出店業者が設営。

#### （２）電気及び水の供給

電気及び水の供給は、基地側では一切行いません。出店に必要な場合は、出店業者でご用意ください。

(3) 施設設置基準

食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする飲食の販売を行う出店業者は別表に示す臨時営業の施設基準を満たす施設及び設備を備えるものとする。

(4) 火気の使用

基地内で火気（発動発電機を含む。）を使用する場合は、必ず事前に届出（別紙様式第8）をするとともに、1店舗ごとに10型消火器1本を備え付けてください。

※ 簡易式スプレー、使用期限が切れた消火器は認めません。

(5) 資材等

出店に必要な資材等は、すべて出店業者側でご用意ください。

(6) 国有財産（土地）使用料

出店に際して、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該使用料をお支払いいただきます。関係機関に確認後、支払方法等についてはご連絡します。

(7) 保存食の提出

食品を販売する場合は、当日に食中毒発生時における検体用として食品全品の保存食の提出をお願いします。

(8) その他の事項

ア 基地内への立入、車両運行及びテント設営等については、官側の指示に従ってください。

イ 営業許可等を必要とする出店業者は、衛生管理（食中毒防止）の観点から、必ず消毒液、手洗い水及び洗面器等を準備し、テントごとに備え付けてください。

ウ 各出店業者は、テント前にゴミ箱を設置し、販売に伴うゴミ等は、出店業者側で全て持ち帰っていただきます。また、販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施していただき、官側の点検を受けていただきます。  
なお、ゴミ袋及び清掃用具は、出店業者側で準備してください。

エ 駐車場には限りがありますので、基地乗入台数については、1業者当たり1台以内とします。

オ 当日は、官側で売店の巡視指導を行います。その際、官側の指示に従っていただけない場合は、その時点で販売中止等の処置を行うことがあります。この場合、出店業者側に発生した損害について、航空自衛隊下甕島分屯基地は、何ら賠償又は補償をすることはありません。

カ 16歳未満による販売は禁止します。

6 提出書類等

(1) 令和8年6月26日（金）午後4時までに提出が必要な書類郵送での提出の場合は、必着とします。

ア 令和8年度下甕島分屯基地オープンベース売店出店申請書（別紙様式第1）

イ 誓約書（その1）（別紙様式第2）

ウ 誓約書（その2）（別紙様式第3）

エ 役員名簿（別紙様式第4）

- オ 販売品目内訳表（別紙様式第5）  
本書に記載した品目以外の販売は認めません。
- カ 基地入門者（販売員）名簿（別紙様式第6）  
本書に記載された以外の方は、当日販売員としての基地立ち入り及び販売に携わることができません。
- キ 基地乗入車両届（別紙様式第7）  
本書に記載された以外の車両は、当日基地内への乗り入れができません。届け出がなされていても、違法改造車両等も同様とします。
- ク 使用機材一覧表（別紙様式第8）  
本書に記載していない機材は、使用できません。
- ケ 委任状（別紙様式第9）
- コ 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ。）
- サ 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- シ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その3の2法人：その3の3）（\*発行後3ヶ月以内のもの）
- ※防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをもって、サに定める書類に代えることができる。

(2) 提出先

〒896-1411

鹿児島県薩摩川内市下甕町長浜無番地 航空自衛隊下甕島分屯基地  
西部航空警戒管制団 第9警戒隊 基地業務小隊厚生班 売店係

(3) その他

- ア 提出期日までに必要書類の提出がない場合、出店の意思がないものとみなし、出店を認めません。
- イ 必要書類の提出があつた場合でも、必要な記載がなされていない場合、出店を認めないことがあります。
- ウ 上記ア又はイの理由により出店を認めない場合、応募業者に発生した損害について、航空自衛隊下甕島分屯基地は何ら賠償又は補償をいたしません。
- エ 申請に関して不明な点が生じた場合は、第6項第1号の提出書類以外に、別途、書類の提出を求めることがあります。

7 事前説明会

(1) 日時

令和8年6月4日（木）午後2時～（予定）

(2) 場所

下甕島分屯基地 厚生班（予定）

(3) その他

- ア 希望される事業者の方は、令和8年6月3日（水）までに会社等の名称、出席者氏名及び連絡先をご連絡下さい。
- イ 国有財産（土地）使用に係る申請手続きにあたり、出店業者の中から、どなたか1名の方に代表者をお願いすることをご了承ください。
- ウ 島外等で来基が困難な場合、資料送付とし、出店場所については、後日電話連絡します。

## 8 その他

- (1) 出店権利の譲渡及び名義貸し等は、禁止します。
- (2) オープンベース当日において、官側の指示に従っていただけなかった業者の方については、今後出店をお断りします。

### [個人情報に関すること]

ご提出いただいた書類については、オープンベースの運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは、一切ございません。

また、提出いただいた書類については、オープンベース終了後、当方の責任により厳重に管理破棄するため、お返しすることは出来ません。

## 臨時営業の施設基準

施設・設備	必要な要件
施設	営業施設は清潔な場所に位置すること。
	衛生的に作業できる広さと構造のものであること。
	雨風を防ぐことのできる構造で、清掃しやすく十分な明るさを保つ構造又は設備が設けてあること。
器具類	機械器具、容器その他の設備は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
	食品に直接接触れる機械器具、容器その他の設備は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
	削氷機は密閉式構造で自動式のものであること。
食品、器具の保管設備	食品を衛生的にとり扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて設けること。
	冷凍設備を必要に応じて有すること。
	冷蔵又は冷凍設備には、温度計を備えること。
	器具及び容器包装を衛生的に保管できる設備が設けてあること。
給水・洗浄設備	水道事業等により供給される水又は飲用に適する水が相当量貯水できる外部から汚染されない構造で衛生的な容器を有すること。
	器具類の洗浄を行うため、使用目的に応じた十分な容量の容器を有すること（営業施設内において器具類の洗浄を要さない営業を除く。）。
	従事者の手指を洗浄・消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を有すること。
廃棄物容器	不浸透性で十分な容量を備え、汚液及び汚臭が漏れない構造の廃棄物容器を有すること。

航空自衛隊  
下甕島分屯基地司令 殿

## 令和8年度下甕島分屯基地オープンベース売店出店申請書

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
業 者 名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

ふりがな  
担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

令和8年度下甕島分屯基地オープンベースにおいて売店を出店したいので、  
下記書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと  
を誓約します。

## 記

- 1 誓約書（その1）
- 2 誓約書（その2）
- 3 役員名簿
- 4 販売品目内訳表
- 5 基地入門者（販売員）名簿
- 6 基地乗入車両届
- 7 使用機材一覧表
- 8 委任状

[個人情報に関すること]

ご提出いただいた書類については、令和6年度下甕島分屯基地オープンベースの運営に  
関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは、一切ございません。

## 誓約書（その1）

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、航空自衛隊下甕島分屯基地が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1 令和8年度下甕島分屯基地オープンベースにおける売店の出店業者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団員等に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき  
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第4により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに該当するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用の許可を受けた用地を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

防衛省所管

国有財産部局長

熊本防衛支局長 殿

令和 年 月 日

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

印

生年月日 :

年 月

日

## 誓約書（その2）

令和8年度下甕島分屯基地オープンベースにおける売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、出店の差し止め又は制限を受ける等如何なる処分を受けても異存ありません。

- 1 出店に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 2 出店の意思がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には、速やかに官側に連絡し、指示を受けます。
- 3 安全管理に万全を尽くし、火気の使用及び車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 4 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。
- 5 出店に際し、官側の施設及び物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 6 出店及びこれに関して発生した費用等は、すべてこれを負担します。  
令和8年度下甕島分屯基地オープンベースが中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用及び損害等について一切官側に請求いたしません。
- 7 令和8年度下甕島分屯基地オープンベースにおける売店の出店に関し提出する全ての書類が、虚偽でないことを確約します。
- 8 その他出店に関して疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊

下甕島分屯基地司令 殿

令和 年 月 日

住 所：

業 者 名：

代表者名： 印

生年月日： 年 月 日





## 基地入門者（販売員）名簿

## 業者名

No.	氏 名	ふりがな	生年月日	性別	住 所 (電話番号)	売店責 任者に 〇印
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※名簿提出後の基地入門者の変更、追加は、一切認めません。  
人数につきましては、この名簿 1 枚に収まるようにしてください。

[個人情報に関すること]

ご提出いただいた書類については、令和 6 年度下甑島分屯基地オープンベースの運営に  
 関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは、一切ございません。

## 基地乗入車両届

## 業者名

車両操縦者	車種 (例：トヨタ ハイエース)	色	車両番号	車両の大きさ 長さ×幅×高さ (単位：m)
				× ×
				× ×

駐車スペースに限りがありますので、長さ5.5mを超える車両は基地内に乗入れできません。

※ 記入に際しては、必ず車検証等を確認してください。

この届を基に「通行許可証」を発行しますが、記入に誤りがある場合は、当日基地への乗り入れができません。当日忘れた場合も乗り入れはできません。

## 使 用 機 材 一 覧 表

業者名 \_\_\_\_\_

火気使用の有無（該当する方を○で囲んでください。）

有 ・ 無

「有」に○をされた場合は、使用する機材等について記入してください。

機 材 名	規 格	台 数	備 考

※ 発動発電機を使用する場合も、記入をお願いします。

# 委 任 状

第9警戒隊  
基地業務小隊 厚生班長 殿

下記事項について委任します。

## 記

令和8年度下甕島分屯基地オープンベース売店出店における防衛省行政財産  
使用許可申請手続き等に関すること。

令和 年 月 日

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

印